

島原鉄道株式会社に対する再生支援決定について

2017年11月13日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構（以下「機構」という。）は、下記の再生支援対象事業者について、2017年11月10日（金）に株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号。以下「法」という。）第25条第4項に規定する再生支援決定を行いました。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

島原鉄道株式会社（以下「再生支援対象事業者」という。）

2. 再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の名称

株式会社十八銀行（以下「十八銀行」という。）

株式会社親和銀行（以下「親和銀行」という。）

長崎自動車株式会社（以下「スポンサー」という。）

3. 事業再生計画の概要：別紙参照

4. 買取申込み等期間

2017年11月10日（金）から

2017年12月21日（木）まで（機構必着）

5. 回収等停止要請

法第27条第1項に基づき、全ての関係金融機関等に対して、上記4.に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、再生支援対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利の行使を行わないよう要請しました。

6. 商取引債権の取り扱い

再生支援対象事業者に対する再生支援決定にあたっては、事業再生計画において指定する関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する金融債権につき、債権放棄等を依頼するものであり、商取引債権については、支援の依頼を行わないため、何ら影響

はありません。

7. 再生支援決定についての機構の考え方

本再生支援決定についての機構の考え方は、次のとおりです。

(1) 支援の意義

再生支援対象事業者は、1909年の創業以来100年以上もの長きにわたり、島原鉄道線を運営するとともに、長崎県島原半島地域を中心としたバス路線運営等の事業を行っています。島原半島地域には他に代替する主要な公共交通機関がないことから、再生支援対象事業者が運営する交通インフラは、地域住民の生活にとって重要であり、とりわけ高齢者や通学利用者等の交通弱者にとっては不可欠ともいえる存在です。

また、再生支援対象事業者は約300名を雇用するなど、地域雇用においても重要な役割を果たしています。

よって、再生支援対象事業者は、地域にとって有用な経営資源を有しており、今般の機構による支援は、長崎県島原半島を中心とした地域経済活性化の観点から十分な意義が認められるものと考えます。

(2) 機構の役割

本件において機構は、事業再生計画の策定を支援するとともに、関係金融機関等の関係者間の利害調整を公正・中立的な立場から実施することによって、円滑な事業再生を目指します。また、機構は、再生支援対象事業者に対する出資（総額6,750万円）及び経営人材の派遣を行い、再生支援対象事業者が安定した経営基盤を構築できるよう支援する予定です。

※ 公表する理由

本件について公表を行うことが、再生支援対象事業者の信用を維持し、その再建に資するものであることから、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意の上で、公表を行うこととしました。

以上

(別紙) 事業再生計画の概要

第1 再生支援対象事業者の概要

① 再生支援対象事業者	島原鉄道株式会社
② 本社所在地	長崎県島原市弁天町二丁目 7385 番地 1
③ 設立日	1909年3月25日
④ 資本金	800百万円
⑤ 株式	発行可能株式総数 3,000万株 発行済株式総数 1,600万株
⑥ 事業内容	鉄道事業、道路旅客運送事業等
⑦ 役職員数	311名 (2017年3月14日現在)
⑧ 主な事業所	島原営業所等
⑨ 主な取引銀行	十八銀行、親和銀行他
⑩ 財務状況 (2017年3月期)	売上高：1,822百万円、経常利益：△257百万円 当期純利益：△13百万円 総資産：9,166百万円

第2 支援申込みに至った経緯

再生支援対象事業者は、島原半島地域における主要な公共交通である鉄道事業及びバス事業等を担い、地域に貢献し事業を拡大してきました。

しかしながら、島原半島地域における人口減少等を要因として、長期的に業績が低迷している状況にあります。加えて、1990年から1996年にかけて生じた雲仙普賢岳の噴火災害により鉄道設備が損壊する等の直接的な被害を受け、業績の悪化に拍車がかかりました。

2008年には鉄道路線の一部を廃止する等、業績改善のための努力は継続的に行われてきたものの、収益力に比して過大な債務を解消するには至らず、今後も事業を存続させるためには財務状況の抜本的な改善が不可欠な状況となりました。

以上の状況を踏まえ、再生支援対象事業者は、主力金融機関である十八銀行及び親和銀行と協議の上、長崎自動車株式会社に本件のスポンサーへの就任を依頼し、連名で機構に再生支援を申し込むこととしました。

第3 事業計画の概要

1. 事業計画の基本方針/主要施策

再生支援対象事業者は、以下の施策等を実施し、業績の改善を図ります。

- (1) 組織体制を見直し、重要な意思決定を迅速に行う体制を構築します。

- (2) 顧客のニーズを踏まえた公共交通インフラの改善を検討し、より利用されやすいサービスの実現を目指します。併せて、島原半島が有する観光地としての魅力を活用し、県内外への情報発信を強化することで、観光客に対する営業力を強化します。
- (3) 島原半島地域の活性化を検討する各種協議会等との対話及び協業関係を強化し、他団体による地域振興策との相乗効果の実現をめざします。

2. 企業再編等

再生支援対象事業者は、スポンサー及び機構に対し第三者割当増資（総額 1 億 8,000 万円）を行うことを予定しております。これによりスポンサー及び機構は、合計で再生支援対象事業者の議決権の 90% 超を有することになります。

また、再生支援対象事業者は、現在の金融債務から負担可能な債務を除いた残額について、金融機関より債務免除を受けることを予定しております。

3. ガバナンス体制等

再生支援対象事業者は、スポンサー及び機構から取締役等の派遣を受け入れます。

機構は、再生支援対象事業者の最大株主となるスポンサーと連携して、再生支援対象事業者のモニタリングを行い、事業再生計画の実行を推進します。

第 4 スポンサーの概要

① 会社名	長崎自動車株式会社
② 本店所在地	長崎県長崎市新地町 3 番 17 号
③ 設立日	1936 年 4 月 28 日
④ 資本金	780 百万円
⑤ 従業員数	1,563 名（2016 年 12 月 現在、連結ベース）
⑥ 事業内容	自動車運送事業、不動産事業等

以上

＜本件に関するお問い合わせ先＞
 株式会社地域経済活性化支援機構
 〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9 階
 代表：TEL 03-6266-0304